

**障害者差別解消のための条例制定検討に係る意見（第4回検討委員会以降）  
及び事務局の考え方等について**

**1 新潟県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（8/8）**

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
1	正当な理由なくあつせんに従わない者への勧告、公表があるが、正当な理由について、非常に判断が難しい部分があると思う。内閣府から基本方針が出ているので、正当な理由に相当するか否かについて具体的検討をせずに、拡大解釈するなどして、法の趣旨を損なうことがないようにする方策が必要なのではないか。個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて総合的、客観的に判断をしていただけのような条例にさせていただくことが望ましい。	正当に理由については、拡大解釈にならないよう、県としてもしっかりと、慎重に考えながら運用していく。 あつせんについては、あつせん部会で審議いただくこととしているので、（あつせんに従わないときに）勧告すべきか、公表すべきかも念頭に意見を伺っていく。	第14条 第15条 第16条	
2	条例案を作るにあたって、様々な有識者、専門家の意見等を反映されてきたと思うが、全国的にこういった条例は作られているし、市町村にもある中で、新潟県の独自性などがあれば教えていただきたい。	以下のような点において独自性があるものと考えている。 ・基本理念において、障害者権利条約の総括所見の「人権モデル」の考え方を受け、「人権の主体として」という規定を入れていること。 ・不当な差別的取扱いの禁止について、障害者差別解消法では、行政機関と事業者とされているところ、条例では「何人も」として、一般県民も含めて、不当な差別的取扱いはしないよう拡大していること。 ・県民による合理的配慮への協力を規定していること。事業者が合理的配慮を行うとしたときに、県民にもそれをサポートしていただくことを想定している。 ・相談について、明確に不当な差別とか合理的配慮の不提供とまで言わずとも、障害者が、障害があることで不快な思いをしたということでも相談いただけるよう規定を付け加えていること。 ・支援体制整備において、県が差別解消に当たるセンターを設け、市町村も含めた相談機関への援助をして、県全体で差別解消の相談対応が進むようにしていること。 ・啓発活動において、「差別の具体例を示す」ことで、県民に分かりやすく啓発していこうとしていること。	第3条第1号 第7条 第8条第2項 第9条第1項 第10条第2項 第18条	
3	手話言語条例などもあるが、その上位になるのか、横串に刺したような形のものになるのか。	共生社会の実現に向けて、「その他の関係法令と相まって」としており、福祉のまちづくり条例、いわゆる手話言語条例、その他の条例も含む関係法令と相まって、共生社会の実現に資することを目的とするとしており、そういう意味では横串というか、横並びであり、共生社会を実現するための一つの条例として捉えていただきたい。	第1条	

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
4	<p>一般的に障害者に触れ合ったことがない方にとっては、とても難題だし、こちらはそのようなことはないけれども、そちらの方ではそういうふうな受け止め方があるということもあろうかと思う。個人事業主やボランティア活動をするグループでも、全部網掛けされている（事業者となる）ために、非常に細かなところで戸惑うこともあるのではないかと。そういうときに、お助けブックみたいなものがあると、参考にしながら、対応方法などを事前に準備できる可能性があるのでは、そういったところも含めて、当事者も一緒にこの条例に参画していくというようなところがあると望ましい。</p>	<p>現在も事業者ごと、国の省庁ごとに対応指針は出されているが、もう少し細かな、具体的な対応方法があるとよいという指摘かと思うので、広く県民、事業者、具体的な、よりよい対応について理解いただけるよう、啓発活動を行っていく。</p>	第18条	
5	<p>うちの会社に聞こえない人が働いており、市町村に手話通訳派遣を依頼したところ、事業者が準備してくださいという話であった。それ自体は問題ないが、手話通訳者の紹介は県の委託を受けた県聴覚障害者協会が行っていることも、回りまわってようやく分かったので、自治体によって差が出て来るといった印象を受けた。全部を県に任せなくとも、手話通訳者の名簿に基づき紹介するなど、条例を制定するのであれば、各自治体の対応というところも、是非考慮いただきたい。</p>	<p>本条例においても、いわゆる手話言語条例においても、また、通常の障害者施策の中でも、市町村の手話、意思疎通支援、情報保障に対する理解度ということだと思うので、引き続き、県の方でも市町村の理解促進に取り組んでいく。</p>	第3条第5号	

## 2 障害者差別解消のための条例制定検討に係るタウンミーティング（8/18～8/30）

※YouTube配信による意見照会（9/18～10/4）

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
1	「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が差別だということをはっきりと分かってほしい。	意見を踏まえ、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が「障害を理由とする差別」であることを規定する。	第2条第5号	第1回
2	グループホームの反対意見とか、私人の差別的な対応に対しても制限することができる条例なのか。	第7条において「何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない」としており、私人も含めて何人による差別的取扱いも相談の対象となり、相談機関が必要な助言、調整等を行うことになるが、私人に対するあっせん、勧告、公表までは考えていない。 一方、例えばグループホームの反対運動について、住民団体が反復継続する意思をもって行う場合には、事業者とみなされるので、あっせんの申立てが可能。 以上を明確にするため、あっせんの申立てができる事案は、事業者によるものである旨を規定することとする。	第7条 第9条 第13条	第1回
3	差別があってはならないということは、こどもの頃からの教育が必要であると考えているが、この条例は教育現場に十分効力があるものとなるのか。	こどもの頃からのインクルージョンが大事だということは、検討会議でも熱く語られてきた。教育現場を大きく変えることまでは言えないが、条例ができることで、差別解消が更に進むことを期待している。	第3条第2号 第4条	第1回
4	「特定相談」という言葉は使う必要あるのか。「特定」と付けると限定されるイメージで相談しづらくなるのではないのか。	意見を踏まえ、「特定相談」を「差別相談」に改める。併せて、「障害を理由とする差別に関する相談」についても「差別相談」に統一する。	第9条 第10条第1項 第11条 第17条第1項	第1回
5	あっせんのところで「障害者本人の意思に反して」申立てをすることができないとあるが、重度の障害がある場合、意思を確定できない場合もあるのではないのか。保護者が意思を汲み取った場合は申立てできるようにするなど、慎重に規定すべきではないのか。	意見を踏まえ、「障害者本人の意思に明らかに反すると認められるときは」申立てができない旨に規定を改める。	第13条	第1回
6	差別解消のための条例なのに、今の条例名（新潟県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）だと、県民への訴えがあいまいになる。	意見を踏まえ、検討委員会で改めて検討する。	名称	第1回
7	合理的配慮について、認識できる場合においてとあるが、障害者から配慮を求めなければならないのか。	まずは事業者に相談していただきたいが、県としては、障害者から配慮の求めがなくとも可能な限りの配慮が行われるよう、事業者に働きかけていく。	第2条第4号	第1回
8	事業者を公表するとあるが、法的強制力はあるのか。	行政指導的な公表となる。	第16条	第1回
9	市町村にも関係してくる条例だと思うが、行政機関の参加者が少ないのではないのか。	市町村には今後意見照会も行う。また、施行に際しては、市町村をはじめとした関係機関に対する説明会も必要と考えている。	第5条	第1回
10	検討委員会のメンバー構成について教えてほしい。	障害当事者、有識者、事業者、医療福祉関係者等の18人で構成している。	その他	第1回
11	合理的配慮を理解するのが一般の方は難しいと思う。CMで周知したらよい。	できる形で、分かりやすく周知を図り、浸透させていく。	第18条	第1回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
12	条例について、法律をちょっとなぞってだけで、特に何も変わらないのかなという印象を受けた。	基本的には障害者基本法の範囲の中での条例ということになるので、大きく変わると感じられないかもしれないが、相談の部分では、センターを作ったり、地域の相談員と連携をしたり、また、場合によっては、あっせんから勧告、公表までの手続きをとったりすることを規定している。事業者に対する調整や助言等を行っていくことで、共に暮らしやすい社会に近づいていけるように考えている。	全般	第1回
13	「障害のある人もない人も」という点が引っかかる。ある人とない人を明確に分けてるという部分で、差別という印象。ない人から見て「ある人もない人も」と思っていると思う。すごく分けられている感じがある。	意見を踏まえ、検討委員会で改めて検討する。	名称	第1回
14	相談支援体制にある「障害者権利擁護センター」は既存か新設か。「広域専門員」はどういった人か。また、現在相談を受けた内容については、適切に対応され改善されているのか。	中央福祉相談センターに権利擁護センターがあり、現時点では、そこに役割を担ってもらうことを考えている。広域専門員は、社会福祉士や精神保健福祉士などを想定している。相談については、減少しているが、周知が十分でないこともあるかもしれないし、差別がなくなっている訳ではないと考えている。適切に対応できているものもあるが、報告があった相談で、改善が不十分なケースについては、対応した市町村等に連絡して対応してもらっている。	第10条第2項 第12条第1項	第1回
15	事業者側の目線で言うと、会社の人も悪気があるわけではなく、差別のことを知らないだけだと思う。事業者側も相談できると良い	条例では、県民等（県民及び事業者）が相談できる規定としている。今後条例について説明する中で、事業者も相談が可能である旨を明確に伝えていく。	第9条	第2回
16	第6条で、事業者は「研修その他の環境の整備に努める」とあるが、事業者だけで対応するのは難しいと思っている。どんなことを想定しているのか。	研修を行うことなど、事業者だけで対応するのが難しいこともあるかもしれない。県としてどのようにバックアップできるか検討していく。	第6条第2項	第2回
17	今さら条例制定は遅いのではないか。	基本的には法律で対応できるように制定してこなかったが、改正障害者差別解消法の施行を踏まえ、更に差別解消を推進するために検討することとした。県民のためとなる条例を作っていくので、御理解いただきたい。	全般	第3回
18	障害のある人がいるということを多くの人に知ってほしい。	障害者差別の解消に向け、県ホームページや広報紙等で周知するとともに、市町村にも広報紙への掲載等を働きかけるところ。更に周知啓発に努めていく。	第18条	第3回
19	この条例と福祉のまちづくり条例の関係性は。	福祉のまちづくり条例は主にハードについて規定しており、本条例は、差別解消を図っていくための条例となる。これらが相まって共生社会の実現に資していくことが目的であり、並列の関係である。	第1条	第3回
20	事業者に環境整備を求めているが、県として助成金などは考えているのか。	県をはじめ、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、それぞれの役割を履行し、社会全体で取組を推進していくことを基本理念としており、助成は考えていない。過重な負担とならない範囲で整備を行っていただきたいと考えている。	第3条第7号 第6条第2項	第3回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
21	タウンミーティングについては、土日開催をもっと行ったり、情報保障を全会場で対応したりすべきだったのではないかな。	第1回を休日の日曜日開催にするとともに、YouTube配信を行うことで、平日来られない方や夜間しか時間がない方に対応できるようにした。情報保障はどのくらい必要な方がいるか分からないことから希望制としたところであり、御理解いただきたい。	その他	第3回
22	障害者差別解消法のパンフレットは様々な場所で入手可能か。	平成28年の法律施行時に幅広く配布したところであるが、周知しきれていない面がある。検討委員会でも周知啓発の重要性が繰り返し指摘されており、条例制定の機会を捉えて、更に周知を図っていく。	第18条	第4回
23	相談窓口が県内各地にあるということだが、あまり知られていない。必要な支援を受けたいという障害者が、すぐに相談できるように、もっと周知すべきである。	誰もが、すぐに相談できるよう、条例制定を機に、更なる周知に努めていく。	第10条第1項	第4回
24	障害者の差別解消のためには、チラシを配布するだけでは事業者には届かない。また、事業者は、どういったことが差別に当たるかも分からないと思う。商工会議所向けに説明会を開くなどして、理解促進を図ってほしい。	これまでも要望に応じて説明会を開催しているところであるが、例えば商工会議所での説明会を開催したり、商工会議所が説明会を開催するよう働きかけたりするなど、事業者における差別解消を促進していく。	第18条	第4回
25	県内の相談件数はどのくらいなのか。また、その中で解決に至らなかった件数はどれくらいなのか。	県内の相談件数は、令和3年度が29件、令和4年度が23件となっている。件数が減少し、改善しているとも見える反面、相談できる場所が分からないということもあるかもしれない。相談できる場所があるということ、引き続き周知していく。 相談件数については、県への相談のほか、市町村からも報告いただいて集計しているが、解決している件数については、数字を持ち合わせていない。解決困難事例については、市町村に助言するなどして対応している。	第10条第1項	第4回
26	視覚障害者の支援をしているが、個人情報保護を理由に、行政側から支援が必要な視覚障害者を教えてもらえていない。何とかならないのか。	タウンミーティングでそういった話があったことを市町村に伝える。	その他	第5回
27	自治体の条例制定状況について教えてほしい。	令和6年4月1日に高知県が条例を施行し、現在41都道府県が条例を制定しているところ。県内市町村では新潟市と三条市が制定済みであり、検討中の市町村も2～3あると聞いている。	その他	第5回
28	現在、県同様、令和7年4月1日の条例施行を目指して、見附市自立支援協議会で意見を伺いながら取り組んでいるところ。条例の名称について、見附市では「見附市差別解消条例」という案としているが、「差別」が強くと出過ぎており「合理的配慮」に関する表現が弱くなってしまうと感じている。共生社会の実現という目的達成のためには、県の名称案の方が良いと思う。	意見を踏まえ、検討委員会で改めて検討する。	名称	第5回
29	（現在見附市で条例制定作業を行っているところであり）市としても周知啓発を図っていくが、県はどのように周知啓発するのか。	ホームページや新聞、県の広報紙、更にはSNSの活用など、可能な限りの周知啓発を行っていく。	第18条	第5回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
30	聴覚障害者は音が聴こえない。手話動画による周知を希望する	今回のタウンミーティングについては、手話通訳と文字情報も入った動画をYouTubeで配信する。多くの方から御覧いただけるように取り組んでいく。	その他	第5回
31	学校では障害の有無で分けられて教育が行われているが、障害のあるなしに限らずに教育が行われることが望ましいと考える。条例制定に当たり、学校教育の関わりをしっかりと明記してほしい。また、「こころのバリアフリー」という文言を条例に入れてほしい	検討委員会でも、小さいところからのインクルージョンが大事だと言われている。教育関係の条例ではないので、直接教育関係のあり方までは規定していないが、第3条第2号でインクルージョンについて明記をしたところ。当県条例の特長的な規定となっている。 「こころのバリアフリー」は、明確な定義がなく、条例に規定することは困難であるが、差別的な慣行や観念といった意識上の社会的障壁（バリア）を除去していくことと同義であり、その趣旨は条例に規定されていると考えている。なお、県民等に対して、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことを促すためのスローガン等としては、分かりやすく、定着している面もあることから、条例解説等や啓発活動の参考とさせていただきたい。	第3条第2号 第18条	第5回
32	日々約50人の障害者の方に携わっているが、「こころのバリアフリー」という言葉に感じることもある。知的障害者が、車椅子利用の身体障害者の施設入りを手伝うなどして、こころを開いている現場を見ている。条例の制定を機に、そういった状況を広げていってほしい。	条例の基本理念にのっとり、必要な施策を策定、実施することにより、「こころのバリアフリー」を広げ、障害者差別の解消を推進していく。	第3条 第4条	第5回
33	この条例が制定されることで、教育や就労の現場にどのように活かされていくのか。差別事案が発生する前に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が浸透するよう周知を願う。	条例については、しっかりと周知していく。 教育現場での活かされ方については、教育委員会にも伝え、検討していただくこととしたい。 就労現場での活かされ方については、現在でも、差別事案が発生した場合は労働局が対応しているところであり、労働局で構築されている体制を含めて周知していく。 第17条において、条例の施行の状況を把握することとしており、障害者差別解消支援協議会からも意見を聴きながら、適切に対応していく。	第17条 第18条	第5回
34	条例制定に当たっては、理念がとても重要である。条例ができたら、相談をどんどんしてもらいたいし、その積み重ねが、共生社会の実現につながっていく。資料2の①と②の骨子について、条例に教育のことが規定されていることが分かりにくいので、今後の資料作成に当たり工夫してほしい。	意見を踏まえ、資料2については、「地域社会への参加や包摂（インクルージョン）」を「障害のあるこどもの地域社会への参加や包摂」に改める。	第3条第2項 骨子（資料2－①、2－②）	第5回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
35	当事者（障害のあるこどもの保護者）として、世の中に受け入れられていないというふうを感じる。障害があっても、当たり前前に生活ができる、教育が受けられる社会を望む。障害者に対する支援が少ない。就労分野で言うと「就労A+就労支援」みたいなシステムがあると、もっと働ける人が増えると思う。	障害や障害者についての理解促進を、条例制定の機に更に進めていく。教育に関しては、基本理念を規定した第3条第2号において、インクルージョンについて明記をしたところ。教育委員会においても、条例を踏まえて取り組んでいくものと考えている。就労の制度については、国の制度であり、必要により要望等に活かしていく。	第3条第2号 第18条	第6回
36	「正当な理由がない」場合に勧告や公表を行うとしているが、県は「正当な理由」をどういうふうに解釈しているのか。	こういうときはこういう理由（が正当な理由）と明確には答えることは困難であり、それぞれの事案について、個別具体的に判断することになる。正当な理由に当たるかどうかについては、障害者差別解消支援地域協議会において、客観的に判断してもらうことになる。	第15条 第16条	第6回
37	障害の「害」の字表記はどうするのか。漢字、ひらがなのどちらか。また、考え方について、どこかに明記することを希望する。	「障害」に関する現在の考え方は「社会モデル」であり、更に、国連障害者権利委員会の総括所見においては、障害の原因や責任は専ら社会の側にあり、障害者の権利を保障する責任が社会にあるという「人権モデル」の考え方が示されている。これらを踏まえれば、「障害」はその人自身ではなく社会の側にあり、障害者は社会にある障害と向き合っている人たちと言える。そのことを明確にするためにも、引き続き「障害」表記を使用することが適当と考えている。詳しくは、第4回検討委員会の資料2の別記4を参照いただきたい。	全般	第6回
38	実際に起きたことで、次の事例は差別に該当すると思うがいかがか。 ・高齢女性の聴覚障害者が無人駅で乗り（改札操作を失念等して行わなかったとのこと）他の駅で降車。 ・改札を出ようとしたらエラーとなり、緊急用マイクはあるものの、文字での意思表示等ができず、改札から出られなかった（遅かったためか駅員も不在）。 ・改札付近にいた高校生が手伝ってくれて、改札から出ることができた。	過重な負担とならない場合に合理的配慮を行うこととなっており、差別に当たるとは言えないと思われる。今回の事例については、事業者との対話で改善を図っていくことが必要であり、どういうサービスが必要なのか、事業者と障害者が話し合いながら改善を図っていくことが必要と考える。また、今後作成する予定の条例解説等において、具体的な例を示すなどして配慮を促していく。基本理念においても、意思疎通のための手段及び情報の取得等の機会確保について規定しており、取組を進めていく。	第2条第4号 第3条第5号 第8条 第18条	第7回
39	今回の条例について、外国人差別は該当するのか。	外国人で障害のある方であれば該当するが、外国人であることでの差別は本条例には当てはまらない。他の法令（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）等によるものとする。	第1条 第2条	第7回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
40	障害者と話をする機会があったが、法律（や条例）があること自体が差別ではないか。また、啓発活動はどのように行っていくのか。	法律がなくても不当な差別的取扱いがなく、合理的配慮が行われることが理想であるが、障害のある人もない人も、同じように生活できる状況を整えることが目的であり、差別や特別扱いではないと考える。 差別解消に向けて、差別の具体的事例を示しながら、新聞や県広報紙、テレビ、SNS、更には市町村へ広報の依頼などにより啓発を図っていく。あわせて、県民からも「差別はダメ」ということについて周知してほしいと考えている。	全般 第18条	第7回
41	キャッシュレス化が進むなど、ますます不便になっていくと感じているが、条例案では、情報化社会への対応が見えない。情報化社会への対応をどうしていくのか、条例の文言に入れてほしい。	様々な社会の変化に伴い、障害者にとっての社会的障壁も変化していくことから、情報化社会のような社会の一面のみを条例に規定することは困難であるが、情報化社会の進展に伴い、例えばキャッシュレスへの対応が困難な障害者があり、行政機関や事業者による合理的配慮が必要であることなどについては、十分に周知を図っていく	第18条	第7回
42	条例の名称について、略称を設けて、周知することが必要である。障害者が分からない、県民が分からない条例とならないようにしてほしい。	知らないで差別をしているという現実もある。条例を制定することにより、障害や障害者についての理解が進むことが大切であり、略称を含めて理解が進むような方法を検討し、広く周知を図っていく。	第18条	第7回
43	聴覚障害者は手話通訳をつけないと分からない。手話通訳を依頼したら、講師から「手話通訳は邪魔になる」と言われたこともある。要約筆記と併せて対応を望む。	会議開催時に適切に対応していく。また、会議を主催する事業者等にも働きかけていく。	第3条第5号 第8条第1項 第18条	第7回
44	県内市町村でも差別解消条例があると思うが、あっせんの規定を市町村が規定している場合の関係性はどうなるのか。	現在、県内市町村では新潟市と三条市が条例を制定済みで、見附市と加茂市が検討中と承知しているが、あっせんの規定について、「こういう場合は県、こういう場合は市」というようなことは考えていない。あっせんを申し立てる者の判断になる。	第13条	第7回
45	条例案に「努める」という言葉が第8条第2項（県民の合理的配慮への協力）、第19条（財政上の措置）などにあるが、義務でよいのではないか。	いわゆる「努力義務」とした規定（4か所）については、障害者基本法及び障害者差別解消法の規定も踏まえ、規定自体が理念的・抽象的で強制になじまないこと、県民等に強制するまでの合意が得られる段階でないことから、「義務」にすることは困難と考えている。	第6条第1項、第2項 第8条第2項 第19条	第7回
46	障害のある人も、様々な職場で働けるような社会になってほしい。	障害の有無に関わらず、様々な職場で働けるような社会づくりに努めていく。	第3条第4号 第4号	第7回
47	聞きにくい、聞こえづらいという障害を持っており、会話が滞ることがある。障害者に対する理解が進むことを望む。	障害や障害者に対する理解促進を図っていく。	第18条	第7回

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
48	<p>何をもって社会的障壁かは、当事者が意見を表明して初めて気付かされることがよくある。当事者から出された具体的な要望に対し、双方の立場や課題への理解を進めんと建設的対話を経て合意形成に至ったものが合理的配慮であると考え。一方的、指示的、強制的な配慮ではないので、建設的対話（双方の都合のすり合わせ）を明文化した方が理解が進むように思う。合理的配慮にはその基礎となる環境整備が必要であり、当然限界があり、すぐには応じられないこともあるだろう。そのことが、「負担が過重でないとき」という表現になっているが、一般的には分かりにくい。第2条（定義）第4号（合理的配慮）か第8条（合理的配慮）に規定することをお勧めする。</p>	<p>意見を踏まえ、第8条第1項において、県及び事業者は「障害者及びその家族その他の関係者との建設的対話を通じて」合理的配慮を行う旨を規定する。</p>	<p>第2条第4号 第8条第1項</p>	事後意見
49	<p>障害を理由とする差別の解消の推進を図るための主な取組について、小中学校に障害理解教育の啓発を取り入れた方がよいと思う。障害差別は一生なくならない永遠の課題だと思うが、障害差別をしないためには、障害者たちの気持ち、実態を知る必要がある。学校にいる子供たちが障害の実態について理解すれば、視点も広がるはずである。具体的な内容としては、近くにある特別支援学校と交流する、専門性のある先生方を講師として招き入れる、授業の一環として（道徳、総合的な学習等）で障害の方と触れ合う機会を増やすといった積極的な取組を推進するようにしてほしい。</p>	<p>意見を参考に、啓発活動の内容の充実を図っていく。</p>	第18条	事後意見
50	<p>相談窓口の設置について、電話やFAXではなく、耳が聞こえない人でも対応できるように、テレビ電話、遠隔手話通訳サービスが利用できるように準備していただくと助かる。窓口に手話通訳者が待機するのは難しいので、聞こえない人が対応できるように準備してくれると相談しやすくなると思う。</p>	<p>意見を参考に、相談対応の充実を図っていく。</p>	第9条	事後意見
51	<p>従兄の結婚式に手話通訳者を依頼しようと両親に相談したが、親はよい顔せず、むしろ否定的な姿勢であった。当事者の親でも無意識に障害差別していることもある。これは当事者の周りだけではなく、日本全体の問題だと思う。だから、この条例を制定することは将来的に意味があると信じている。何もしないよりは何かを変えるべきだと思う。色んな批判的な声があると思うが、前向きに応援する。</p>	<p>条例制定により、障害を理由とする差別の解消を更に推進していく。</p>	全般	事後意見

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
52	<p>いろいろ書いたが、障害者が、障害を持っているから悪いという考えになったり、障害に生まれたことや障害者になったことを受け入れられなかったりしても、同じ境遇の方や同じタイプの方々と接するうち、自分だけではないという気持ちに落ち着いたらと思う。当事者グループも限られているし、情報も少ないので、より多くの方々に、情報が行き渡るような世の中にしてもらいたい。</p> <p>※上記のほか、障害者の家族（特に女性）への支援（相談、息抜き、障害についての勉強会）、障害者をサポートする支援員・スペシャリストを増やすシステム作りなどについて、長文の御意見をいただきました。</p>	<p>条例の基本理念にのっとり、必要な施策を策定、実施するとともに、啓発活動に努め、障害を理由とする差別の解消を推進していく。</p>	<p>第3条 第4条 第18条</p>	<p>事後意見</p>
53	<p>ここでいう「障害者」の定義については、障害者手帳、療育手帳、指定難病認定、要介護認定など、公的な認証がなくても、対象者として認定してもらえないという認識でよいか。</p>	<p>お見込みのとおり、本条例においては、障害者手帳の所持等は前提にしていない。条例解説等により周知していく。</p>	<p>第2条第1号 第18条</p>	<p>事後意見</p>
54	<p>特に自治体主催のマラソン大会など、開かれたスポーツイベントでありながら車いすでの参加が禁じられているケースが県内でも多数見られる。実際に確認してみると、ハード面には特に問題はなく、運営側に障害への理解や少しの合理的配慮があれば、車椅子でも参加できそうなイベントばかりである。比較的短いコースの種目での一部解禁を考えてもよいのに、それすら全面的に禁止とされている。車いすでの参加禁止は、ともすると障害者全般へのメッセージとして受け取られる可能性がある。スポーツも生活の一部であり、合理的な理由もなく、長年の慣行として「マラソン大会は足で走るもの、車いすでは参加できないもの」とされている既成概念も大きな社会的障壁であり、差別に相当する問題かと思うが、いかががお考えか。</p>	<p>障害の有無に関わらず誰もが自由にスポーツに参加できるよう、スポーツ大会等の運営に当たっては、合理的な配慮が行われるようにするなど、必要な環境整備を行うことが必要である。仮に、例えば車椅子利用者の参加を認めないとする場合には、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言えなくてはならず、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに総合的・客観的に判断し、障害当事者へ丁寧に説明することが重要となる。条例の施行に際しては、こうしたことについても、十分に周知・啓発を図っていく。</p>	<p>第7条 第8条 第18条</p>	<p>事後意見</p>

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
55	<p>タウンミーティングに参加する前に、手話サークルの会員の集まりの中で、聴覚障がい（聞こえない）の方々から「障がい者に対する周囲の環境や日常生活、職場、既成の決まり事（ルール等）等において、障がい者への差別を感じた」「職場でのコミュニケーションを交わす上で、正しく自分の話の内容が、相手（特に上司）に伝わっていない場合、手話に加えて、身振り、手振り、口型、更には筆談も混ぜて真意を相手の方に伝える方法も取ったが、忙しい時間帯だと、それ以上はなかなか難しいと、つい遠慮が先に立ってしまい、真意が伝わらないまま過ぎてしまったこともあった」と語られていた。基本理念の中にある「県民及び事業者の障がいや障がい者についての（正しい）理解」に基づいた上で「社会全体で（障がい者への寄り添った）取組を推進すること）が最も大切と思っているので、よろしく願いたい。</p>	意見を踏まえ、社会全体で障害を理由とする差別の解消を推進するよう取り組んでいく。	第3条第6号 第7号	事後意見
56	新潟は親切な職員が多い。100人中99人が。感謝している。	—	その他（感想）	YouTube配信意見
57	YouTubeは字幕が大きくてとてもよかった。チャンネル登録し、所属団体にも知らせた。多くの会員から見てほしい。手厚い対応に感謝する。	意見を踏まえ、今後も障害者の情報の取得の機会を確保に努めていく。	第3条第5号	YouTube配信意見
58	<p>合理的配慮に基づき、まずは公的な施設の無香料化、空気のバリアフリー化を是非進めていただきたい。タバコが街中に当たり前にあった頃、タバコの煙で体調不良になると言っていた人の意見は無視されていた時代があったと思う。今現在は、香りという名の人口香料（化学物質）で体調を崩している人々の声は無視されている。残念な事に「分煙」はできても「分香」はできない。化学物質過敏症と言う病名があるが、実態はアレルギーと同じで、失神したり吐いたり、喘息で気管支が詰まり命に関わる危険すらある。化学物質のせいで、学習の機会を奪われた子供たち、労働や社会活動を制限された大人たち、病院に行く事も、窓を開ける事すらままならない生活を強いられている人々が多くいる。そこには日本国憲法25条にある「健康で文化的な～」人権は存在していない。特定の地域の無香料化が成功したら移住したい人がいっぱい移り住むと思う。そのくらい空気汚染が酷い。空気のバリアフリー化（無香料化）を是非検討していただきたい。 ※香料及び化学物質過敏症についての詳細な説明の部分は、長文のため省略させていただきました。</p>	個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図っていく。	第2条第1号 第18条	YouTube配信意見

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
59	<p>第2条第1号の障害者の定義について、他県の説明には「日常生活または社会生活に相当な制限を受ける化学物質過敏症のような障害者手帳を持たない人も合理的配慮の対象となる」という説明がついている。他の都道府県では、条例中に明文化されていなくても、ホームページ上で説明を書いている市町村や県が増えている。これらの事から、新潟県は化学物質過敏症患者に対し、とても優しい県とは言いがたいのが現状である。</p> <p>第2号の社会的障壁について、化学物質過敏症患者にとって「香料や揮発性有機化合物を含んだ空気」は「バリア」である。現代の日本では、良かれと思って何気なく使われる日用品の多くに「香料」が入っている。</p> <p>第3号の不当な差別的取扱いについて、化学物質過敏症を発症後、開業医から「私の見立てに不満があるなら二度と敷居を跨ぐな」と言われたりした。</p> <p>※化学物質過敏症についての文献の紹介等の部分は、長文のため省略させていただきました。</p>	<p>化学物質過敏症により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となる。</p> <p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図っていく。</p>	第2条第1号、第2号、第3号 第18条	YouTube配信意見
60	<p>第3条第2号について、新潟県内に一度も小学校に通えていない化学物質過敏症患者のお子さんがある。「普通に売っている洗剤や柔軟剤を使う権利」によって「集団で育つ権利や人権」が奪われている。3年以上前から県教育庁へ学校の香害や無香料化に関して要望を続けているが、一向に改善されない。個別対応ではなく全体的な環境改善こそがインクルーシブであり、予防措置であると話をしても全く聞き入れていただけていない。教職員と教育庁の全職員に対し「道徳教育」と「障害者差別解消法の合理的配慮」を教育する必要があると思われる。</p> <p>第3号について、化学物質過敏症を発症したことで、薪ストーブで建具の廃材を燃やしている近隣の人から「山奥へ行け」「無人島へ行け」など、たくさんの嫌味を言われている。区に相談しても、警察でもダメであった。好きな時間に窓を開けることすら許されないのは、人権侵害以外の何ものでもない。</p> <p>※御自身の体験等の詳細な記載（相手方の発言等を含む）は省略させていただきました。</p>		第3条第2号、第3号 第18条	YouTube配信意見

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
61	<p>第3条第4号について、自分は医療従事者であったが、同僚の使用する柔軟剤がきっかけで化学物質過敏症を発症した。職場の管理者が「香害への配慮をしない」と返答したため、職場内の改善が行われず、失職に至った。SNS上で1週間アンケートを取ったところ、30名を超える医療従事者が香害を理由に退職に追い込まれていた。</p> <p>第6号について、4年前から県や市、区だけでなく様々な公共施設に対して働きかけているが、県はホームページに化学物質過敏症に関するページを作ったことで「周知は終了」と言わんばかりに、依頼するまで更新すらされず、未だに文責の記載はなく、県内の相談窓口の開設や紹介もない。他都道府県のように具体例を挙げることや、メディアを使った広報等は一切行っておらず、新潟県は化学物質過敏症への理解を広げる努力を全くしてくれない。</p> <p>※御自身の体験等の詳細な記載や他都道府県の事例紹介等は省略させていただきました。</p>		第3条第4号、第6号 第18条	YouTube配信意見
62	<p>第4条に県の責務があるが、新潟県職員全体が、率先して合理的配慮に対する意識を変え、ホームページ等を通じてアピールしていかなければ、県全体の中小の事業所が追随するとは思えない。</p>		第4条 第18条	YouTube配信意見
63	<p>障害者差別解消支援地域協議会へのあっせんに関するホームページのリンクすら貼られておらず、権利擁護部会委員の当事者に化学物質過敏症患者も入っていない。</p>	<p>障害者差別解消支援地域協議会によるあっせんは、本条例により制度化するものであり、今後周知を図っていく。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会として位置付けている県自立支援協議会擁護擁護部会の委員について、あらゆる障害や疾病を持つ方に就任いただくことは困難であるが、あっせんの事案の協議に当たっては、当該障害や疾病についての専門性が担保されるよう配慮していく。</p>	第13条 第14条	YouTube配信意見

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
64	<p>新潟県では障害者差別解消法の合理的配慮の対象として、化学物質過敏症を挙げていると知った。自分は、柔軟剤や抗菌消臭洗剤、排気ガス、タバコなど様々な化学物質に反応して体調悪化する。それらが原因で何度も救急車を呼ぶほど体調悪化し、実際運ばれてもいる。身近な通院や買い物程度でも、人の多く集まる所では、特に香りの強い残香性の高い柔軟剤や合成洗剤などの香害製品により強い不調が出るため、利用を制限する、急激な体調悪化があっても対処できるよう、同行者がいるときしか出掛けられないなどの不便を常日頃から強いられている。空気のない新潟への移住も視野に入れて考えているが、そんな不安が大きい所に移住しようとは思えなくなる。合理的配慮と言っても、例えば施設内に5省庁の出した香害ポスターを貼る、トイレの手洗いソープを無香料の物に変える若しくは香料入りの物は置かない、その程度の合理的配慮すら現状ではお願いしても聞き入れてもらえないことがある。病院や公共施設、避難所などの施設の無香料化が進んだとして、助かる人は大勢いても、大きな不便や苦痛を強いられる人はいないはずである。具体例として化学物質過敏症を挙げることはとても重要である。誰しもが使いやすい公共施設が増えるように、尽力していただきたい。</p>	<p>化学物質過敏症により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態ある方についても、条例の対象（障害者）となる。</p> <p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図っていく。</p>	第2条第1号第18条	YouTube配信意見
65	<p>化学物質過敏症を障害者差別解消の一例に明記し、合理的配慮の必要なものの対象にしていただきたい。</p> <p>化学物質過敏症は国内での患者数が約一千万人以上と言われており、近年の日用品の徐放技術や消臭抗菌ブームにより爆増している。2009年に病名登録されており、県内にも何人も患者さんがいらっしゃるが、社会の認知が低く、医療者でも存じない方が多い。障壁の軽減と県民・事業者の理解をより深めるためにも記載をお願いしたい。</p> <p>化学物質過敏症の人が困っていることで一番大きなことが、医療機関の受診、介護を受けることが困難なことである。病院に行けず諦める人もいる。周囲の人の使用している医療洗剤やヘア用品等の日用品、消臭除菌剤や消毒薬等で著しく体調を崩すためである。人のいない時間に受診時間を設ける、病院内のスタッフと空間の無香料化を推進する、無香料の介護スタッフが対応する、無香料のスタッフ枠を作りその人が対応する等の配慮があることにより、受診や介護を受けることができる可能性が格段に高くなる。</p>	<p>個別の障害の特性や必要な配慮については、条例解説等により県民の理解等を促進することとしており、科学物質過敏症で、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤など、日常生活で何気なく使用している人が多いものに含まれる化学物質に接触することで苦しんでいる人についても、理解の促進等を図っていく。</p> <p>なお、国において、化学物質過敏症、電磁波過敏症の患者会の協力を得て、柔軟剤以外にも対する、中枢性の感作症候群を引き起こす関連の解析を行い、概念の確立に努めているところであると承知しており、県民への周知等に当たっては、こうした動向も注視していく。</p>	第2条第1号第18条	YouTube配信意見

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
66	<p>化学物質過敏症の人の中には、電磁波過敏症を併発していたり、電磁波へ反応し体調悪化したりする人もいます。電磁波過敏症の人の約8割が化学物質過敏症又は過敏傾向であるという統計がある。Wi-Fiのないスペースを病院内に作る、訪問介護の際はスマホの電源を切りどうしても必要なときだけ電源を入れる、症状のある人が来院する際はWi-Fiを切るといった対応をしていただくことで受診、介護を受けることができる人がいる。電磁波過敏症はまだ病名登録はないが、スウェーデンでは障害と認識されており、生きやすくするための工夫と対策が国によりなされている。日本の発症率は3.0～5.7%との調査結果が出ている。</p>			YouTube配信意見
67	<p>役所は生活に欠かせない場所であるが、化学物質過敏症の人にとってはとてもハードルの高い場所となっている。無香料のスタッフが対応したり、全ての手続きを屋外スペースで対応したりすることで手続きを行なうことができるようになると考えられる。屋外での対応は化学物質過敏症だけでなく、そのほかの病気や障害のある人にも役立つのではないかと。また、学校内の環境がよくないため、化学物質過敏症、電磁波過敏症の強い子は現状登校できない。合理的配慮のケースに明記・追加することで、学校のサポートや対応、周囲の協力が得られやすくなる可能性がある。一例に入れることで生きやすくなる人、死なずに済む方が大勢いる。是非合理的配慮の一例に加えていただきたい。化学物質過敏症の人だけでなく、様々な人達が少しでも生きやすくなるよう、悲しい思い、理不尽な思いをすることがないようにお力添えをお願いしたい。</p>			YouTube配信意見

※ 上記のほか、ヘルプマーク及び補装具に関する質問、意見が数件あり（内容については省略）。

※ 「事務局の考え方（対応）」欄の網掛け部分は、意見を踏まえて条文を修正する対応を行ったもの。

### 3 市町村及び障害者団体等の関係者からの意見聴取（意見照会）（8/27～9/17）

No.	意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
1	大変意義ある条例制定だと思う。県民意識を変えるための分かりやすい周知啓発をこれからも進められることを願う。	条例解説等を作成し、分かりやすく周知を図っていく。	第18条	障害者団体（支援者）
2	長岡の難聴者がタウンミーティングでの要約筆記を希望したところ、申込期限を過ぎていたということで断られたと聞き、とても残念な思いがした。今回のような周知期間の短い案内の場合、要約筆記者の配置も素早い行動が必要だったと思う（全日程に待機させる等）。	意見を踏まえ、障害者の情報の取得の機会の確保に努めていく。	第3条第5号	障害者団体（支援者）
3	「差別解消のための体制」の中で、地域相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員等）の相談支援を掲げているが、平成23年頃から障害者相談員制度が県から市町村へ権限移譲され、相談員の配置や障害者相談員の体制は各市町村の判断に委ねられ、廃止しているところもある。周知についても、市町村が発行の福祉のしおりやホームページ等で積極的に行っているところもあるが、市町村によっては周知が行き届かないところもあり、それにより、相談員によっては相談自体がなく、いわゆる名前だけの相談員の方もおられると聞いている。身近な相談役である障害者相談員の存在が地域住民に広く周知され、どの地域に住んでいても同等なサービスが受けられるよう、相談員制度の有効的な活用について、県から市町村への働きかけを行っていただきたい。	市町村に対して、障害者相談員の周知、充実を含めて働きかけを行った上で、県としても周知等を図っていく。	第10条第1項 第11条	障害者団体（当事者）
4	合理的配慮の提供が事業者も義務化され、これからはより一層、障害者との建設的な対話が必要となってくる。障害者側の相談体制が必要である一方で、障害・障害者への理解やその解決法について、事業者側の相談体制も必要となってくるのではないだろうか。	相談は、事業者を含めた県民誰もが可能であり、そうしたことを含めて周知を図っていく。 また、建設的対話の重要性を踏まえ、県及び事業者は、「障害者及びその家族その他の関係者との建設的対話を通じて」合理的配慮を行う旨を規定する。	第8条第1項 第9条	障害者団体（当事者）
5	第3条第6号、第7号の「～必要がある」は削除し、それぞれ「深めること」「推進すること」とする。他の号（第1号～第5号）に合わせる。	意見を踏まえ、「必要がある」を削除し、それぞれ「深めること」「推進すること」に改める。	第3条第6号、第7号	地域機関
6	第8条（合理的配慮）について、県民に対し「努力義務」としているが、「三条市障がいのある人もない人も共に暮らすためのまちづくり条例」（以下「ともまち条例」とする。）第7条においては、市民に対して合理的配慮の提供を「義務」としている。三条市民においては「義務」が適用されるという解釈で問題ないか。 ○県条例（案） 県及び事業者…義務 県民…努力義務 ○ともまち条例 市、市民及び事業者…義務	基本的に都道府県条例と市町村条例との関係については、法律と条例との関係のような優劣関係はないため、県条例が施行された場合においても、市民に対して合理的配慮の提供を義務としている市条例の規定は、当然に市民に適用される。ただし、貴市の市民から県に相談があった場合の相談支援等については、あくまでも県条例の規定を踏まえて行うことになるので、念のため申し添える。	第8条第1項	市町村

7	第13条（あっせんの申立て）、第14条（あっせん）について、8月30日のタウンミーティングにて、三条市民においては、県と市どちらに相談（申立て）しても構わないとの回答があったが、同じケースを両者に相談した結果、結論が異なったとしても差し支えないか。例えば、県は差別と判断し、三条市は差別と判断しないケースがあったとすると、市民、事業者は混乱してしまうのではないか。	県民等からの相談やあっせんの申立て等を制限することは、困難かつ適当でないことから、県条例において、市条例に基づくあっせんの申立て等との関係は規定していないが、既に市による対応が行われた、又は行われている事案については、市との十分な連携も図りながら対応する必要があると考えている。	第13条 第14条	市町村
8	相談において、知的・発達障害当人が受けた差別・不快な言動は内に秘めやすいため、「保護者（監護者）による相談」との記載を望む。また、「保護者（監護者）への差別・不快な言動も含む」等の明確な記載も希望する。	障害者でない保護者・監護者への差別を障害者差別として規定することは、条例の目的から困難であるが、保護者・監護者への差別は、保護・監護している障害者への差別と解される事案も多いと考える。 相談については、障害者及びその家族（保護者・監護者）を含む県民の誰もが可能としており、そうしたことを含めて、条例解説等において周知を図り、障害者及び保護者・監護者の福祉を図っていく。	第2条第1号 第9条 第18条	障害者団体（当事者）
9	障害者のグループホーム建設予定に、近隣住民が反対して断念した事例があったが、今後も起こりうるのかと思う。この条例により、地元住民にあっせん、勧告をしてくれるのか。	グループホームの反対運動について、住民団体が反復継続する意思をもって行う場合は、当該住民は事業者とみなされる。まずは、相談支援により解決を図ることとなるが、解決が期待できない場合には、あっせんの申立てが可能である。	第13条 第14条 第15条	障害者団体（当事者）
10	大阪で2019年11月、自治会役員が順番に回ってくる地域で、知的障害のある一人暮らしの方が、班長はできないと断っているにもかかわらず、特別扱いはできないと責められて自死を選んでしまった事例があったが、第8条（第2項）の県民に合理的配慮を求めることで回避できるのか。自治会等に合理的配慮を周知しておいてもらわないと、頑張って一人暮らしをしている、配慮の必要な方が救われないと思う。	知的障害のある一人暮らしの人が自治会の役員を担えない場合、事業者たる自治会は、当該障害者に対して合理的配慮を行うことが求められる。建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があることを含めて、県民・事業者に対する啓発に努めていく。	第8条 第18条	障害者団体（当事者）
11	第9条の相談のところで、「（以下「特定相談」という。）」とあるが、骨子の方にはその言葉はどこにもない。どうして「特定相談」とするのか。ただの相談で良いのではないか。	障害者差別に関する相談を「特定相談」として定義した（言い換えた）ものであるが、「特定」は限定されるイメージがあるという意見もいただいております。また、「障害者差別に関する相談」という規定もあることから、統一して「差別相談」と定義することとする。	第9条 第10条第1項 第11条 第17条第1項	障害者団体（当事者）
12	グループホーム恵の事件では、初めから障害者差別をして、金儲けの道具として見ているので、今後二度とこのようなことが起きないことを切に願う。	基本理念に基づく施策の策定及び実施、啓発活動の充実により、障害者差別の解消を図っていく。	第3条 第4条 第18条	障害者団体（当事者）
13	差別はどこでも起こっているが、どこかに訴えるような大きなものでなく、小さな差別がたくさんある。第18条の啓発活動がとても重要かと思う。	意見を踏まえ、啓発活動の充実を図っていく。	第18条	障害者団体（当事者）
14	障害のある方もない方も共生できる社会を目指す方向は素晴らしいと思う。条例を定めることはその第一歩になると思う。	条例制定により、障害を理由とする差別の解消を更に推進していく。	全般	障害者団体（当事者）

15	<p>相談支援対応フロー図について</p> <p>①既存の相談支援事業所にかかる負担がより一層大きくなることへの懸念がある。</p> <p>②「事業所」は、調整・あっせんの対象として位置付けられているが、事業所も適切な判断や対応、利用者からの求めに困惑しやすい状況が予想される。事業所等へのサポート拡充も必要ではないか。</p>	<p>相談支援事業所は、市町村委託の相談支援事業所を想定しているため、フロー図の「※3」の「相談支援事業所」を「委託相談支援事業所」とすることとする。</p> <p>県は、市町村その他の障害を理由とする差別に関する相談に応ずる相談機関に対する専門的、技術的な援助を行うこととしており（第10条第2項）、相談事業所等へのサポートも行っていく。</p>	第10条第2項 相談支援対応フロー図	障害者団体（支援者）
16	<p>第11条（地域相談員との連携）について</p> <p>①第3号は不明確に感ずるが具体的には「誰」をさすのか。</p> <p>②知的相談員・身体相談員は十分機能しているのか。</p>	<p>第11条第3号については、主に精神障害者の当事者相談員を想定したものである。</p> <p>身体障害者相談員は身体障害者本人、知的障害者相談員は知的障害者の保護者が就くことを想定した制度である。どの程度機能しているかは、市町村によって状況異なると認識しているが、障害者が相談しやすい環境整備の一つとして、障害当事者の相談員にアドボケートとしての役割を果たしていただくことを期待した規定である。</p>	第11条	障害者団体（支援者）
17	<p>第12条（広域専門相談員）について</p> <p>①広域専門相談員は誰を想定されるのか。</p> <p>②広域専門相談員の専門性（地域福祉・法律）どう担保されるのか。</p>	<p>広域専門員は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格の専門職を想定しており、専門性は担保されるものと考えている。</p> <p>なお、弁護士（法律分野）については、現時点では、あっせんの段階に及んだ際に、あっせん部会の委員として関与していただくことが適当と考えている。</p>	第12条	障害者団体（支援者）
18	<p>第13条（あっせんの申立て）について</p> <p>あっせんの申し立ては、「障害者及びその家族その他関係者は～申し立てをすることができる」とあるが、「その他関係者」にサービス提供側の事業所等も含まれるのか。</p>	<p>「その他の関係者」は、障害者の立場から申し立てをする方であれば、特に限定することは考えていないため、当然に、サービス事業所等も含まれる。</p>	第13条	障害者団体（支援者）
19	<p>第14条（あっせん）、第15条（勧告）、第16条（公表）について</p> <p>①あっせん・勧告・公表までに要する時間軸は概ねどれくらいの期間を想定されるのか。</p> <p>②GHほか入居、入所事業所設置に反対する地域住民（自治会）へのあっせん等に新潟県は介入するのか。</p>	<p>あっせんから公表に至るまでの時間は、事案の個別性によるところが大きいため、標準時間等をお示しすることは困難であるが、仮に事業者が、正当な理由なく、あっせん等に応じることを明らかに拒む場合には、可能な限り速やかに次の手続に移行するべきと考えている。</p> <p>グループホーム等への反対運動については、住民団体が反復継続する意思をもって行う場合は、当該住民は事業者とみなされる。まずは、相談支援により解決を図ることとなるが、解決が期待できない場合には、あっせんの申し立てが可能である。</p>	第14条 第15条 第16条	障害者団体（支援者）
20	<p>ルビ入り資料について、ルビが適正に入っていない。また、平仮名にまで入っているため見づらひように感じる。ルビを用いた文書は、どのような方々を想定して作成したものか。</p>	<p>ルビについては、漢字を読むのが苦手な方のために付けているが、指摘を踏まえ、適正に入れるよう注意していく。</p>	その他	障害者団体（支援者）

21	<p>「包摂（インクルージョン）」「障壁（バリア）」などの言葉は、一般日常化された言葉とは言えず、ここで用いることが適切か。</p>	<p>「包摂」「障壁」は、馴染みの薄いことも確かであるが、法令にも用いられており、ほか適当な言い換えもないため、使用することは適当と考えている。括弧書きについては、検討委員会において、分かりやすくするために付記すべきとの意見があったものであるが、法規文の制約上、本文からは削除することとする。</p>	前文 第2条第2号 第3条第2号	障害者団体（支援者）
22	<p>理解や差別を受けた後の対応を考えると、差別を受けているかどうかは本人や家族が感じる事なので、条例に対する意見としては、当事者やその家族がこの内容を理解できるか、理解できないとすると何がわからないのかを聞き取りを行っているかどうかとを感じる（当然色々な障害をお持ちの方に行っていると思うが…）。</p> <p>ルビを打ち、簡単な用語説明を行うだけで当事者がその内容を理解できるかについては、実際に対応したところ、利用者は、かなりかみ砕いて説明しないと難しかったと感じている。支援者が傍にいればそれも可能であるが、すべての人にその立場の人がいるかは疑問に感じた。</p>	<p>法規文であるという条例の制約があるため、条例の周知に当たっては、条例解説等により可能な限り分かりやすく行うよう努めていく。</p> <p>基本理念には、社会全体で取組を推進すること（第3条第7号）を掲げているので、関係機関の皆様からも協力をお願いしたい。</p>	全般	障害者団体（支援者）
23	<p>第2条第4号（合理的配慮）の「～認識できる場合」について、認識するのは誰か。</p>	<p>認識するのは、合理的配慮を提供する側である。障害者差別解消法においては、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」とされているが、本条例においては、社会的障壁の除去を必要とする障害者に対して、県及び事業者はもとより、全ての県民が可能な限りの合理的配慮を行う社会の実現を目指し、意思の表明がなくとも、その意思を「認識できる場合」としたものである</p>	第2条第4号	市町村
24	<p>第2条第4号（合理的配慮）の「～負担が過重でないとき」について、過重でないのは誰か。過重についても、ものか、経費か、心理的か。</p>	<p>「負担が過重でないとき」については、合理的配慮を提供する側にとって過重か否かということになるが、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）</li> <li>・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）</li> <li>・費用・負担の程度</li> <li>・事務・事業規模</li> <li>・財政・財務状況</li> </ul>	第2条第4号	市町村

25	第2条第4号（合理的配慮）の「障害者の権利利益を侵害することとならないよう」とは、具体的にどのようなことか	「障害者の権利利益を侵害することとならないよう」の規定については、障害者差別解消法と同じ表現を用いているが、障害者権利条約第2条において、合理的配慮が「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」と定義されていることを踏まえ、合理的配慮を侵害することにつながるという趣旨を規定したものである。	第2条第4号	市町村
26	相談支援対応フロー図中の市町村部分が「相談機関・相談員」の枠の中に入っているが、市町村の役割が分かりにくい。	本条例においては、市町村における具体的な相談支援の内容は規定していないが、フロー図には、障害者差別解消法等に基づき市町村が一般的に行っている対応も表していることから、分かりづらくなつた面もあると思うので、指摘を踏まえ、条例で定める手続が分かるようにフロー図を改めることとする。	相談支援対応フロー図	市町村
27	第11条の地域相談員について、市町村の相談支援体制として現状にそぐわないため、改められたい。 【理由】 市町村における障害者に係る相談支援は、平成24年4月の改正障害者自立支援法等の全面施行以降、その充実が図られており、市町村による基本相談窓口に加えて基幹相談支援センターや児童発達支援センター、特定相談事業所等と連携しながら実施しているところである。障害者差別に係る相談についても、当該相談窓口に加え、ケアマネジャーや民生児童委員等が相談を受け付け、市町村に情報もたらされる状況にある。 このことから、第11条の規定を地域相談員に限定するものではなく第10条にあるとおり「市町村その他の相談機関」との連携とし、 （市町村その他の相談機関との連携） 第11条 市町村その他の相談機関は、特定相談があったときは、障害者権利擁護センターに対し、第9条第2項に掲げる措置を求めることができる。 とすることを提案するもの。	地域相談員の規定は、障害者が相談しやすい環境整備の一つとして、行政的な相談窓口だけでなく、障害当事者の相談員にアドボケートとしての役割を果たしていただくことを期待し、検討委員会において、そこを特化すべきとの意見が多かったものである。 障害者差別解消法に基づき、市町村においても、相談及び紛争の防止等のための体制の整備が求められており、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等を含む市町村の相談機関が、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合には、まずは当該相談機関が主体的に、条例第9条第2項に規定する措置に相当する対応を行うべきものであることから、地域相談員と県との連携の規定を市町村の相談機関にも適用（拡大）することは適当でないと考えている。 一方、第10条において、県の障害者権利擁護センターが、市町村その他の相談機関に対する専門的、技術的な援助を行うこととしており、市町村等から依頼があれば、連携を図りながら事案の解決を図っていききたい。	第10条 第11条	市町村
28	ルビ入りの骨子の「目的」の1行目の「隔て」のルビに「て」が多い。	ルビについては、適正に入れるよう注意していく。	その他	市町村
29	条例の前文の中段に「障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為」とあるが、第2条の第3号、第4号では、「障害者の権利利益」となっているので、意図的に使い分けしているのならよいが、そうでなければ統一した方がよいと思う。	「権益」は権利と利益の意味であり、指摘も踏まえ、「権利利益」に統一する。	前文 第2条第4号	地域機関
30	条例の前文の下から6行目に「インクルージョンの考え方がでて来るが、突然「インクルージョン」が出て来て、一般の方は分からないと思う。第4条に「包摂（インクルージョン）」とあるので、こちらと入れ替えた方がよいと思う。	意見も踏まえ、前文において「包摂」を用いて「インクルージョン」を説明した上で、本文については、法規文であることから「包摂」のみを使用することとする。	前文 第3条第2号	地域機関

31	第3条第6号に「全ての県民及び事業者」という表現があるが、第6条では「県民及び事業者（以下「県民等」という。）」とあり、こちらも前後逆ではと思う。ただし、第3条では「全ての」が付くので、ここに違いを出しているのなら、現状のままでもよいかもしいない。	指摘とのおり、第3条第6号については、「全ての」が付くことから、第6条第1項において略称を規定することとする。	第3条第6号 第6条第1号	地域機関
32	第14条に「協議会」の規定があるが、構成員については条例では規定しないということではよいか。	障害者差別解消法に基づく協議会は設置済みでもあり、条例において、その構成等を規定することは考えていない。	第14条	地域機関
33	第16条に「勧告を受けた事業者」という表現がある。それまで「あっせん」の件には、特に「誰」という部分がないが、ここに来て、あっせんの対象者が「事業者」のみとなっている。市町村や県民にはあっせんはないという整理か。	あっせん等の対象は、事業者を想定しており、指摘を踏まえ、その旨を第13条第1項において明確に規定する。	第13条第1項 第16条	地域機関
34	今年度、合理的配慮が一步進んで、行政だけでなく事業者も義務化され、県の条例案でもそれが明記されることや、県民の役割についても言及があることは前進だと考える。合理的配慮の義務化に伴い、各省庁から事業者へ、合理的配慮がなされるように周知されていることが分かり、どこに行っても、すべての人が特性に応じて配慮される世の中に向かうとよいと感じた。	条例制定により、障害を理由とする差別の解消を更に推進していく。	全般	障害者団体（当事者）
35	相談支援対応フロー図が、分かりづらいつと考える。合理的配慮の提供が行われなかった場合、当事者、家族からの矢印が3本出ているが、相談機関がたくさんあると捉えていいのか、うまくいかなかった場合、申立て等は本人、家族任せで負担になってしまうのではないかとこの心配がある。本人、家族が事業者等との合意形成を経て合理的配慮がスムーズに提供されることが理想だと思うが、難しい場合や交渉が不安なときに、相談できる窓口が明記され、そこから相談、あっせん、調整、場合によっては勧告、公表までが分かりやすく流れ、そして当事者、家族の目線でのフロー図にしてほしい。事業者等からの矢印（事業者が相談できたり支援を受けたりできる）もあるとよいと考える。	県が差別相談を受けたときは、事業者に対して、必要に応じて情報提供、助言及び調整を行うこと（第9条第2項第2号）で解決を図ることが基本と考えているが、その上で解決が期待できない場合のあっせんの申立てについても支援を行うこと（同条同項第3号）としている。相談支援対応フロー図については、意見を踏まえて修正するとともに、周知に当たっては、市町村と調整の上、相談窓口の一覧表を付けるなど、分かりやすく、相談しやすいように配慮していく。また、相談は、事業者を含めた県民誰もが可能であり、そうしたことを含めて周知を図っていく。	第9条 第10条第1項 相談支援対応フロー図	障害者団体（当事者）
36	相談支援対応フロー図については、障害者側が相談できるところの充実を図ろうとしている印象はあるが、施設や企業からの相談アクセスルートがなく、相談機関が福祉だけに片寄っていると考える。福祉だけではなく、幅広く障害のある人が自立して成長していける体制としては企業や事業者側も相談・協議の場に参画いただきたい。気軽に相談したり、フォローを受けたりできる矢印（図の中に）もあるとよい。	条例では、県民等（県民及び事業者）が相談できる規定としており、周知に当たっては、企業を含む事業者も相談が可能であることが伝わるよう配慮していく。また、差別相談については、相談支援活動の中で、事業者との調整を行い、解決を図ることが基本と考えており、その中で事業者と十分に協議を行っていきたい。	第9条 相談支援対応フロー図	障害者団体（当事者）

37	<p>相談支援対応フロー図は、当事者本人・家族が相談する場合で、各省庁から発信されている資料の中の「相談窓口」が、おそらく事業者自身が相談する場所なのだと考えた。また、あっせん・申立ての矢印については「自分たちでどうぞ」という感じを受けてしまう。「相談支援・調整での解決が期待できないとき」というところが（最終手段かと思われるのですが）もう少し分かるような表現であると感じた。</p>	<p>各省庁の資料については、障害者差別解消法第11条第1項の規定により、各省庁が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めるものであり、その中で各省庁の相談窓口についても示されている。一方、県の条例においても、相談は県民等（県民及び事業者）誰もが行うことができる規定としており、事業者も相談が可能であることを周知していく。</p> <p>県が差別相談を受けたときは、事業者に対して、必要に応じて情報提供、助言及び調整を行うこと（第9条第2項第2号）で解決を図ることが基本と考えているが、その上で解決が期待できない場合のあっせんの申立てについても支援を行うこと（同条同項第3号）としており、一連の相談支援活動の中で適切に対応していきたい。相談支援対応フロー図についても、それが伝わるよう配慮していく。</p>	第9条 相談支援対応フロー図	障害者団体（当事者）
38	<p>「何かあったらこうしましょう」ルートが主で、啓発とか、広めるところは薄いと感じた。コロナのときに、こういう取組をクリアしているお店はステッカーを貼っていることがあったと思うが、自然にみんなが意識できるとよい。まずは公共交通機関の情報の文字化を希望する。</p>	<p>本条例は、障害者差別解消法で対応しきれないことを中心に規定することを基本としており、同法において具体的規定のない、相談しやすい環境や紛争解決の仕組みについての規定が多くなっているが、指摘のとおり啓発活動は非常に重要性であることから、「差別の具体例を示すなど、必要な啓発活動を行う」と規定し、県民及び事業者に分かりやすく啓発していくこととしている。情報の文字化等の具体的な環境整備についても、障害者に必要な配慮を周知することで、事業者にも配慮を促していく。</p>	全般 第6条第2項 第18条	障害者団体（当事者）
39	<p>障害者の定義で「継続的に相当な制限を受ける状態にある者」という言い方は違和感があるが、これは多分何か文が省略されているからかと捉えたが（これで）表現は大丈夫か。</p>	<p>条例においては「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と規定しているものを、骨子（概要版）においては「継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある者」としている。</p>	第2条第1号 骨子	障害者団体（当事者）
40	<p>合理的配慮の具体例がわかるように提示いただきたい。配慮を受ける側もそうだが、提供する側もどこまで対応できるのか、どこからが厳しいのかが分かれば、これまでYesかNoかで判断していたものも、相談や折衷案の模索がしやすいかと考える。そうすれば受入れもさらに柔軟になるかと思う。</p> <p>支援について、当事者側にとっても、どんなことを求めていいのかわかるだけでなく、自分や家族に必要な支援量が分かることも大事だと思った。合理的配慮の具体的事例が分かるような啓発動画をYouTubeなどでたくさん発信してほしい（さまざまな障害種別に、軽度の方から重度の方の対応も）。</p>	<p>具体的事例については、毎年度、差別相談事例を分析、公表することとしており、意見を踏まえ、事例の公表を含めて、具体的に分かりやすい啓発活動に努めていく。</p>	第17条 第18条	障害者団体（当事者）

※ 「事務局の考え方（対応）」欄の網掛け部分は、意見を踏まえて条文を修正する対応を行ったもの。

#### 4 新潟県障害者施策推進協議会 (9/5)

No.	意見	事務局の考え方 (対応)	関連条項等 (修正後)	備考
1	「差別」という言葉のとらえ方が、やはり個人でも違うので、啓発活動のところで「具体例を示す」とあるが、これは差別とは言わないということを何かの形で入れていただきたい。	条例そのものに差別でないことについて規定することは困難であるが、具体例を示す中で「こういうものは違う（差別でない）」というようなことも盛り込んでいく。	第18条	
2	タウンミーティングの参加者からの主な意見のところで、会社側の方の意見だと思うが、事業主も相談できる体制を整えてもらいたいとある。以前も（この協議会で）お話したように、事業者側も支援していただきたい。	県として事業者側からの相談も受けることとしているので、それを周知するとともに、実際に事業者を支援するに当たっては、労働サイドと連携を図りながら支援していく。	第9条	
3	障害者の差別について、十分な周知が行き届いてないという部分もあるので、条例を契機に更に周知をお願いしたい。体制についても、具体的に規定してあるが、実際に実効性のあるものになるように策定を進めていただきたい。	障害者差別の解消に向け、十分に周知、啓発を図っていく。 また、条例の実効性が確保されるよう、障害者差別解消支援地域協議会が、条例の施行状況を把握し、県に意見を述べることとしている。	第17条 第18条	
4	タウンミーティングの参加者からの主な意見のところで、「不当な差別的取扱いや合理的配慮についてよく理解をしていない県民・事業者もいると思う」とある。逐条解説等はあるのか。	条例解説等を作成し、分かりやすく周知を図っていく。	第18条	

5 新潟県自立支援協議会 (9/18)

No.	意見	事務局の考え方 (対応)	関連条項等 (修正後)	備考
1	<p>名称の「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」について、「障害のある人」「ない人」というふうにわざわざうたう必要はあるのか疑問である。よい名称は考えつかないが、差別のない、平等に暮らせる社会作りみたいなことでもいいのかと考えている。</p>	<p>意見を踏まえ、検討委員会で改めて検討する。</p>	<p>名称</p>	
2	<p>いざ問題が起きたときに、この問題解決の手段として、本人の申立て、それからあっせん、そして勧告で、最後に公表というふうにあるが、解決するのにすごく時間かかるのではないかという印象を持つ。果たしてこれでスムーズな問題解決になるのか。公表は、ある意味罰を与えるようなことだと思うが、そこまで行かなくても、こういった問題があって、こういうふうに解決したということ、積極的に、県民全体に知らせていくことが差別解消に繋がっていくのではないか。</p>	<p>差別に関する相談があった場合には、相談支援活動の中で、事業者との調整を行い、解決を図ることが基本であり、あっせんの申立ては「県による相談支援を経ても」解決が期待できないと認められるときに限定している。 差別に関する相談事例については、それを分析し、公表することとしており、それも含めて、県民等に啓発を行い、差別解消を図っていく。</p>	<p>第9条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条</p>	
3	<p>「全ての障害者が、どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され」という規定は大変素晴らしいと思っているので、是非実現してほしい。一方で現状は、保護者制度が廃止されてもう7、8年経つが、退院するときになると、ほとんど家族の下に帰されて、こういう話が出て来ないケースが多い。段々家族が年を取ってきて、面倒見切れなくなった、あるいは死んだということになって、この子をどうしようという話になってくるので、早くやっぱり住居の確保、支援員の養成が具体的に実現されるよう切に願っている。</p>	<p>条例の基本理念にのっとり、必要な施策を策定、実施することにより、障害者の生活についての選択の機会を確保に努め、障害者差別の解消、地域共生社会の実現を図っていく。</p>	<p>第3条第3号 第4条</p>	

4	<p>第3章（障害を理由とする差別を解消するための体制）がとても印象強く残る条例であるが、合理的配慮については、何を差別と受け止め、どうしてほしいのか意見表明があつて、学校側、事業者側との建設的な対話を重ね、「過重でない負担」の範囲でなされるものである。お互いの状況の理解が深められていく過程がとても大事であり、罰則規定が先に印象付けられることで、建設的な対話が妨げられることのないようお願いしたい。</p> <p>については、次のように修正してはどうか。分かり切っていることであるが、実際になされ難いのが建設的な対話だと思うので、あえて記述し、認識していただければと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第4号（前略）障害者者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的な対話を重ね、必要かつ合理的な配慮を行うことをいう。</li> <li>・第8条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、建設的な対話を重ね合理的配慮を行わねばならない。</li> </ul>	<p>意見を踏まえ、第8条第1項において、県及び事業者は「障害者及びその家族その他の関係者との建設的対話を通じて」合理的配慮を行う旨を規定する。</p>	<p>第2条第4号 第8条第1項</p>	<p>事後意見</p>
5	<p>平成28年に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が施行された。その際にパンフレットが作成され、広く市民に周知された。所属する法人でも、新採用職員研修で活用している。新潟県においても、分かりやすく、見やすいパンフレットの頒布を期待している。</p> <p>条例が施行された後の啓発活動が大切になると思う。新潟県は広いので大変かと思うが、広く県民に周知されることをお願いする。特に福祉関係者ではない事業所、会社へのの啓発活動が重要であると感じている。</p>	<p>意見を踏まえ、条例解説や分かりやすいパンフレットなどにより、啓発活動の充実に努めていく。</p>	<p>第18条</p>	<p>事後意見</p>
6	<p>名称は、障害者とそうでない人とをわざわざ区別している。国連の人権思想からすれば、これこそが問題なのではないか。「差別のない、誰もが平等に生きるための新潟県条例」などはいかがか。</p>	<p>意見を踏まえ、検討委員会で改めて検討する。</p>	<p>名称</p>	<p>事後意見</p>

7	新潟県としてこの条例を制定するに当たっての意義、独自性、特徴は何か。この時点で条例を制定する以上、新潟としての、又は新潟にしかない、独自の条例となるよう、特徴を盛り込むべきではないか。国及び他地域と類似のものであれば、わざわざ制定する必要性を感じない。	新潟県条例の独自性及び特徴としては、例えば次のような点が挙げられると考えている。 ・基本理念において、障害者権利条約の総括所見も踏まえ、「人権の主体として」の尊厳にふさわしい生活の保障、障害のあることでの地域社会への参加や包摂の確保などを規定していること。 ・県民による合理的配慮への協力を求めていること。 ・「障害者が不快を感じる言動についても」相談可能としていること。 ・県の障害者権利擁護センターが、市町村も含む相談機関への援助を行うなど、県全体で差別解消の相談対応が進むよう配慮していること。 また、類似の規定は他都道府県の条例にもあるが、特に相談支援体制については、障害者差別解消法では具体的な手続が定められていないことから、条例制定の意義は大きいものと考えている。	全般	事後意見
8	力点を置く施策に対し目標値を掲げ、以下の点などに特徴を持たせるべきと考える。 ・障害者芸術文化歳の実施 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進	目標値については、策定作業中の新潟県総合計画及び新潟県障害者計画の達成目標（成果指標）として、「この2年間に、障害を理由に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある障害者の割合」を掲げるほか、障害者計画においては、施策分野ごとに指標・目標を設定することとしており、障害者芸術文化祭の実施、「心のバリアフリー」の推進を含めて、施策の実施に努めていく。	全般	事後意見
9	第13条から16条まで、問題解決に当たっての広範な対応が規定されているが、問題が生じた際、申立て、あっせん、勧告、公表と手順が組まれており、問題解決に対し、時間がかかり過ぎないか。また、「国連の障害者権利委員会」の「総括所見」が言うように、「紛争解決機関の設置」が必要ではないか。	差別事案については、まずは相談支援活動において、事業者等の調整を含めて、迅速かつ適切に解決を図っていくことが基本であり、その上で、解決が期待できない事案について、あっせん、勧告、公表の手続を経ることにより解決を図ろうとするものであり、その場合には一定の時間が必要と考えている。 「紛争解決機関の設置」については、条例において障害者差別解消支援地域協議会にあっせん部会を設置することにより対応することとしている。	第9条 第13条 第14条 第15条 第16条	事後意見

※ 「事務局の考え方（対応）」欄の網掛け部分は、意見を踏まえて条文を修正する対応を行ったもの。

6 新潟県自立支援協議会権利擁護部会 (10/18)

No.	意見	事務局の考え方 (対応)	関連条項等 (修正後)	備考
1	相談支援対応フロー図が分かりにくい。最初に相談が権利擁護センターに行ってしまうように見えてしまうので、修正した方がよい。	意見を踏まえ、改めて検討する。	相談支援対応フロー図	
2	地元の市町村等に相談せず、いきなり権利擁護センターに相談した場合というのは、地元の市町村に言いたくないという事情がない限りは、県からその地元の市町村に下して一緒に対応するのか、それとも、あくまで県で対応されるのかどちらのイメージか。	県の方に相談が来たのであれば、できる部分是对应するものと考えているが、市町村等と連携した方がよい事例であれば、当然本人の了解をいただいた上で、なるべく身近な市町村等で対応いただくのがよいとも思う。個別のケースで異なってくると思うが、施行までに詰めていきたい。	第9条	
3	あっせんに至るイメージがわからない。	相談支援の中で調整し、解決していくことが基本であり、相談支援を経ても解決が期待できないときに、あっせんということにしている。相談支援の中で事業者と調整を図った上で、全く相談に乗ってくれない、対応に応じてくれないというようなときに、本人が強い対応を希望すれば、県にあっせんに申立てていただく。申立ての手続きについて、書面で行っていただくかなどは今後詰めていく。 申立ては知事宛で、県庁の障害福祉課が担当となる。あっせん部会に諮った方がよい事例であれば、部会に諮り、あっせんに入っていくが、明らかに事業者に過重な負担を求めているものについては、あっせんということにはならないと考えている。 なお、雇用労働関係の相談については、労働局が障害者雇用促進法等に基づいて、一定の権限を持ちながら関わる仕組みになっているので、県に雇用労働関係の相談があったときは、まず労働局につなぎ、調整をお願いしていくことになると考えている。	第9条 第13号 第14条	
4	あっせんに至ったケースはこれまで全国的にはあるのか。	把握していないが、新潟市においてはこれまで、あっせんに至ったケースはないと承知している。	第14条	
5	タウンミーティングの意見にもあるように、周知啓発が大事だという点はそのとおりだと思う。難しいかもしれないがモデル事例を示したりして、合理的配慮等について示していくようなことが大事である。支援する側もきちんと理解をして対応する必要があるが、スキルを持ち合わせていないと対応が難しい場合もある。	周知啓発の重要性については、様々な場面で意見をいただいているところであり、事例集や条例解説等で示していきたい。「こういうときはこうする」と明記できないところはあるが、周知啓発に努めていく。	第18条	
6	事業者からも相談をするようなことになると感じたので、よろしく願いたい。	条例では、県民等（県民及び事業者）が相談できる規定としており、周知に当たっては、事業者も相談が可能であることが伝わるよう配慮していく。	第9条	

7	相談支援対応フロー図の中で、障害者や家族等が、地域の相談員の方に相談するのか、権利擁護センターの方に相談していくのかについて、どちらに来て受け付けられるという話もあったが、障害者や家族等の方からすると、近いところ、身近な地域相談員の方がよいと考える方もいるかもしれないし、権利擁護センターが上位にあるような見方をして、より上位の機関の方にした方がよいと考える方もいるかもしれない。丁寧に説明しないと、「上位の権利擁護センターに相談したら地域の方に回された」みたいに捉えられかねないので、その辺は見せ方を考えるべきではないか。	より身近な市町村や県の地域機関に、まずは相談いただき、そこでなかなかうまくいかないものを、権利擁護センターに相談してもらうようなスキームで考えているが、意見を踏まえ、相談支援対応フロー図の修正を含め、分かりやすく周知を図っていく。	第9条 第10条 第11条 相談支援対応フロー図	
8	あっせんの申立てがあったときに、いきなりあっせんする訳ではなく、必要な協議会（部会）を立ち上げて、そこで事案の協議をする、あっせんとして取り上げるか取り上げないか協議をするということだが、その際、あっせんを受けるかもしれない事業者は、協議の段階で、説明、説明するような機会が設けられるのか。あるいは、あっせん後、あっせんを受けないという選択も可能になるのか、そうではなくて、強制的に参加しなくてはならず、もししないとすれば行政指導というような運用になるのか。	事業者は、そのあっせんの協議に参加するものではなく、あっせんを受ける（受けない）という立場になる。あっせんを受けても、正当な理由なくそれに従わないときは、勧告、公表という手続きに入ることになるが、基本的には、あっせんに際して、事業者の事情（正当な理由があるか否か）も十分に勘案した上で、その判断を行うべきものと考えている。	第14条	
9	第9条に「県民等」とあるが分かりにくい。第8条に「県及び事業者」とある訳なので「等」ではなく明記した方がよい。	第6条で「県民及び事業者」を「県民等」と定義している。今後条例を説明していく中では、分かりやすく表記するなど工夫していく。	第6条 第8条 第9条	
10	県民に対してあっせんしたり、勧告、公表したりすることはあるのか。	第7条において「何人も、不当な差別的取扱いを行ってはならない」としており、私人も含めて何人による差別的取扱いも相談の対象となり、相談機関が必要な助言、調整等を行うことになるが、私人に対するあっせん、勧告、公表までは考えていない。これを明確にするため、あっせんの申立てができる事案は、事業者によるものである旨を規定することとする。	第7条 第9条 第13条	
11	個人へのあっせん等はないということだが、例えば地域の自治会とか、そういったところへのあっせん等はあるのか。	障害者差別解消法の事業者には、企業だけではなく、地域の自治会等も含まれる。「〇〇地域」というようなものは該当しないが、条例においても、地域の「〇〇会」とか、自治会とか、そういったものは事業者の扱いとなる。	第13条	
12	市町村で対応できなかつたら（市町村による差別があったら）、県が入って、市町村に話し合いをする機会を設けていただけたらと考えてよろしいか。	県に相談があり、差別に当たるということであれば、必要により調整を行うことになる。	第9条	
13	条例が施行されたら、相談支援事業所に対する研修会や養成講座のようなものを開催する予定はあるか。ある程度一律のルールや、対応マニュアルではないが、同じように返せるとよいという話をしている。同じ市であれば、相談に来てもらっても同じ回答を返せるかという、それは難しいという話も出ている。	相談機関・相談員に対する研修等については、検討課題とさせていただきます。なお、日本弁護士連合会で「自治体担当者向け障害者差別解消相談対応マニュアル」が作成されているので、参考にさせていただきます。	第5条第2項 第10条第2項	

※ 「事務局の考え方（対応）」欄の網掛け部分は、意見を踏まえて条文を修正する対応を行ったもの。